

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

# 事業再生計画 実施関連保証 (感染症対応型)

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生計画等に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図ることを目的として創設した制度です。



据置期間

最長

5年

信用保証料

実質

0.2%

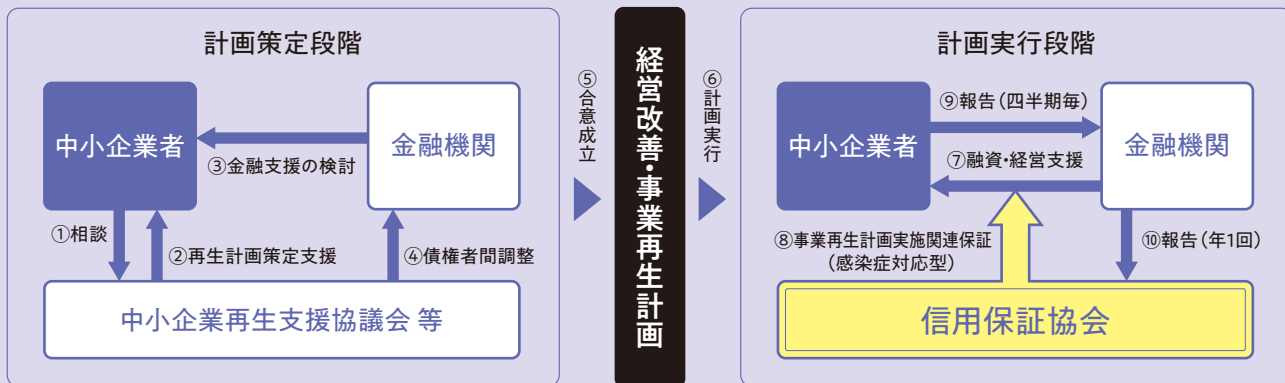
※国による補助があるため、中小企業者の負担分は実質0.2%相当額となります。

保証期間

最大

15年間

## 制度の仕組み



中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

詳しくは裏面を  
ご覧ください。

# 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)

対象資金	事業資金(ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限ります。)
保証限度額	2億8,000万円 <b>一般保証とは別枠です</b> 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 (中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円) (注)既存の事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)との合算になります。
保証期間	一括返済の場合1年以内 / 分割返済の場合15年以内(据置期間は5年以内)
返済方法	一括返済又は分割返済
信用保証料率	責任共有制度対象の場合年0.80% / 責任共有制度対象除外の場合年1.00% 【経営者保証の免除対応について】 次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率に0.20%上乘せすることで、経営者保証を免除することができます。 ①直近の決算書が資産超過であること。 ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
貸付金利	金融機関所定利率
保証割合	金融機関が選択した責任共有制度の方式
担保	必要に応じて徴求します。
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 ※経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人は徴求しません。
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下のいずれかの計画の添付が必要です。 ①中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②中小企業再生支援協議会 <sup>※1</sup> の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画 ⑩中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議 <sup>※2</sup> による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ※1 産業復興相談センターを含む。 ※2 中小企業者又は金融機関からの要請に基づき、信用保証協会等が開催する会議 ▶経営者保証免除対応を適用する場合…「経営者保証免除対応確認書」
取扱期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日(保証申込受付分)

- 審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。
- 条件変更を行った場合、国による保証料補助の対象外となりますのでご注意ください。

お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部 保証第一課 ☎025-210-5151 保証第二課 ☎025-210-5152 保証第三課 ☎025-210-5150

長岡支店  
保証第一課、保証第二課  
☎0258-35-5714

県央支店  
保証課  
☎0256-33-6661

上越支店  
☎025-523-7225

佐渡支店  
☎0259-57-2011

中小企業とともに歩む身近なパートナー

